

# 戸籍法の改正に伴い、 戸籍に「フリガナ」が記載されます



これまで、氏名のフリガナは戸籍に記載されていないため、皆様の氏名の読み方は戸籍で証明できませんでした。

しかし、法律が変わり戸籍にもフリガナを追加することで、漢字だけでなくフリガナでも本人確認が可能になります。

**正しく戸籍に追加するため、フリガナを確認する必要があります。これは、戸籍に載っている方全員が対象です。**



そこで!

令和7年5月26日以降、戸籍に記載される予定のフリガナの通知が、皆様の本籍地の市町村長から届きます。

**通知が届いたら、記載されているフリガナが正しいか確認しましょう。**

## 通知のフリガナが“合って”いたら…

**通知のフリガナが合っている場合は、届出や手続きは不要です。**

令和8年度に、通知のフリガナのままで戸籍に記載されます。

## 通知のフリガナが“間違って”いたら…

**通知のフリガナが間違っている場合は、正しいフリガナを届出する必要があります。**

届出は本籍地もしくは住所地ですることができます。  
マイナンバーカードがある方は、マイナポータルでも届出が可能です。

戸籍のフリガナ制度について、  
詳しくは法務省ホームページを  
ご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>



※なお、フリガナの届出に手数料はかかりません。また、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。  
詐欺にご注意ください。

▶問い合わせ先＝

(令和7年5月20日から) 戸籍フリガナ専用ダイヤル ☎0570 (07) 0526

(令和7年5月19日まで) 住民課 総合窓口係 ☎0285 (56) 9125

# (仮称)「道の駅かみのかわ」基本計画(案)に関する パブリックコメントの実施

本町では現在、石田・磯岡地区において(仮称)「道の駅かみのかわ」の整備を計画し、昨年10月に(仮称)「道の駅かみのかわ」基本構想を策定しました。

この度、導入施設や配置計画、事業手法などを検討し(仮称)「道の駅かみのかわ」基本計画(案)をまとめましたので、この案を公表し町民の皆さまからのご意見を広く募集します。

ご意見等は、内容ごとに整理・分類し、町の考え方をつけて公表します。

なお、個々のご意見等に対して直接回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

- ▶ 公表する資料名 = (仮称)「道の駅かみのかわ」基本計画(案)
- ▶ 資料の閲覧期間 = 6月2日(月)～7月2日(水)
- ▶ 閲覧方法 = 町ホームページに掲載するほか、役場町民ホール、  
役場仮庁舎(旧中央公民館)1階商工課窓口にてご覧になれます。



- ▶ 意見等の提出期間 = 6月2日(月)～7月2日(水) 午後5時【必着】
- ▶ 意見等を提出できる方 = 町内に居住・通勤・通学する方、町内で事業活動を行う個人・団体・法人、その他本計画の利害関係者
- ▶ 意見等の提出方法 = 意見等提出にかかる詳細については、閲覧窓口や町ホームページによる掲載にてお知らせします。なお、ご意見等は口頭、電話では受け付けできません。

▶ 問い合わせ先 = 商工課 道の駅整備係 ☎0285(56)9127



## 庁舎内部大規模改修工事のお知らせ



### 上三川町役場庁舎の 内部大規模改修工事を 実施しています。

工事は解体作業を伴い、騒音が発生する場合があります。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

改修に伴い、議会事務局は本庁舎3階へ、農政課(農業委員会事務局を含む)・商工課・都市建設課・上下水道課の4課は、仮庁舎(旧中央公民館)へ移動し、業務を行っています。

- ▶ 問い合わせ先 =  
総務課 庁舎改修班  
☎0285(56)9174  
建築課 建築係  
☎0285(56)9148

